

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の
あり方に関するワーキンググループ（第3回） 議事概要

開催日時：令和7年5月19日（月）10：00～12：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館902会議室 ※WEB会議と併用

出席者：大屋座長、大須賀構成員、小尾構成員、柿崎構成員、楠構成員、櫻井構成員、
芝崎構成員、杉田構成員、巽構成員、中島構成員、早川構成員、松崎構成員、
松前構成員

事務局：阿部自治行政局長、新田大臣官房審議官、犬丸住民制度課長、小牧マイナンバー
制度支援室長 ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方公共団体情報システム機構

【議事次第】

1. 開会
2. 地方公共団体からの意見聴取
3. 事務局提出資料について
4. 意見交換
5. 閉会

【議事概要】

地方公共団体及び事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【東京都説明】

- 東京都では、018 サポートという子供・子育て支援の給付サービスを行っているが、当サービスの利用申請に当たり、方法が3種類（郵送・WEB・マイナンバーカード）あり、重複申請や文字の表記ゆれなどの確認を行うために住基情報を利用している。また、受給対象者の資格確認として、各月1日時点での都内在住状況を確認するためにも住基ネットを利用している。
- 現在は、都が住基情報を直接、一括取得することができないため、J-LIS から提供を受けているが、都道府県が直接住基情報を取得できるようにしていただきたい。
- 自治体がマイナンバーの独自利用事務を追加する際、条例改正後に、特定個人情報保護評価（PIA）、個人情報保護委員会への届出、データ標準レイアウトの作成などで約8ヶ月程度かかる。早期に事業を始めることができるよう、個人情報保護委員会やデジタル

庁において、独自利用事務の追加に係る諸手続きの簡素化を検討いただきたい。

- 域内自治体からは、マイナンバーカード・電子証明書の更新処理のオンライン化やマイナンバーカードの交付前設定を、特急発行と同様に、J-LISで行うこと等により、市区町村の負担軽減を図ってほしいとの意見があった。

【鳥取県説明】

- 現在住基ネットを利用できる事務について、いまだに住民票の添付が求められている例があるため、各省庁に対して住基ネットの利用徹底を周知いただきたい。
- 都道府県サーバの代表端末等の機器に関して、直接 J-LIS が管理することで、都道府県におけるベンダーとの契約等の諸作業や、アプリケーションの更新作業の負担軽減などのメリットが考えられる。
- 住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用することで、コストや事務負担面でメリットがあると考えられる。
- 住民票の写しの交付等に係る事務としては、課税証明書の広域交付などサービスの拡大を図るとともに、小規模団体ではコンビニ交付を行うための費用負担が大きいと、財政措置拡充を行っていただきたい。
- マイナンバーカードの紛失時等に、住民が複数の届出を記載することの負担が大きいため、記載様式の見直し等を検討していただきたい。また、健康保険証等との一体化により本人確認書類が減少することによる、災害時やカードの紛失時の本人確認が課題である。カードの有効期限切れ対象者の送付先情報の最新化作業を自動化することなども検討していただきたい。

【意見交換】

(住民票の写しの交付について)

- 住民票の写しの電子交付が可能になると、コンビニ交付の利用が減る可能性があることを念頭に置いて検討を行うべき。また、電子化に係るリスクについては、紙での交付でも同様のリスクはあり得るので、交付を求める理由や提出先を確認することにより、リスクを軽減することが考えられるのではないかと。
- 電子化に係るリスクのうち、紙と異なるものとして、紙で交付されたものはコピーされたとしても、原本かどうかの判断が容易につくが、電子媒体の場合は原本とコピーした

ものの区別が容易ではない点がある。

- PIA の枠組みを用いてリスク分析を行うことは有効。電子データについては原本とコピーとの区別の問題に加えて、一般的に元々紙でできているデータと比べて編集や検索等が容易であることなどからリスクが高まる部分はある。また、合法・非合法を問わず、交付された本人から第三者に提供されていく過程でのリスクが大きいため、PIA にならって、個人情報の収集、保管・利用・提供、廃棄のフローに従い、各段階における具体的なリスクと、それに対する個人情報保護法等の規制の現状を整理できるとよい。また、個人情報保護に関するデータ最小化の原則から考えれば、そもそも住民票の写しの提出を求めている場合に、提出先において必要な最小限の情報を求めているのか、本当に住民票の写しでないといけないのかも重要な観点ではないか。
- 住民票の写しを提出させている手続について、必ずしも、住民票の写しに記載されている情報全てを確認しているわけではないと思われる。例えば、住民票記載事項証明書や（世帯情報を除いた）本人分のみを交付することが適切な場合もあるのではないか。
- 昔は全ての住民が身分証明書を所持していたわけではないので、本人確認書類として住民票の写しが使用されていたと思われる。一方で、ここ数年で本人確認に伴うリスクに対する考え方が変わってきており、顔写真付きの証明書により本人確認を行うことが通常になってきている。このため、住民票の写しによる本人確認について今後どうなるかという点は留意が必要。また、単身者についても、本当に同居人がいないことを確認するために、住民票の写しを求めているということがあるかもしれないが、ここにメスを入れようとする、独身証明書ならぬ、単身証明書を作れという議論になってしまうと思われる。
- 電子交付については、原本性の要件について整理が必要。技術的には、渡した相手方しか見れないような仕組みや、原本性を問われるときには QR コードで検証する等、方法はあると思うが、厳しくし過ぎると不便になってしまう。また、コスト面や民間での利用ケースに合致しているかなど精査する必要がある
- 住民票の写しの利用目的に鑑みると、将来的に、住民の情報を相手方に提供するサーバなどを用いて、住民票の写しでない形で情報提供ができれば、リスクを低減することができるのではないか。また、マイナンバーカードの券面事項を用いた本人確認については、券面の改ざん防止対策を理解した上で、券面を見てもらう必要があるが、それを徹底することは難しいので、IC チップの情報をを用いて確認を行うようにすべき。

- 住民票の写しの電子交付については、紙を電子データにしたときにどんなリスクがあるかという点のほか、データの提供方法も精査する必要がある。また、民間では世帯の続柄を確認している場合が多いようだが、住民票の写しの用途として、一番ニーズが高いところにどうアプローチするかという観点も重要。
- 住民票の写しについては、制度上は本人が請求する場合は用途を書く必要はなく、取得者本人に使用方法が委ねられるので、制度として用途を縛ることは難しい。電子データの原本とコピーを識別する方策については、ブロックチェーンなどを用いれば可能かもしれないが、コストとの兼ね合いを鑑みる必要もある。また、住民票の電子交付を導入しても、コンビニ交付の利用者が活用することとなり、自治体の事務負担軽減にはつながらない点にも留意が必要。
- 日本版ＤＢＳについては、個人に対して犯罪歴の有無を証する書類を交付する制度にはなかった。これは、個人に証明書を交付してしまうと、企業が採用時に当該証明書を提出させる風潮ができてしまう恐れがあったため。
- 海外でも、個人の情報を相手方に選択的に提供することや、提供された情報が様々なところに譲渡されないようにしていくという議論が始まっているが結論に至るまでは相当時間がかかりそうな印象を持っている。
- 中長期的に見ると、今後、社会における本人確認の在り方や、個人の情報を相手方に提供する場合の考え方がどうなっていくかをしっかり押さえていく必要がある。その上で、住民票の写しの電子交付をどうするかということになるので、当面の間はコンビニ交付の利用促進が必要、ということになるのではないかな。なお、一般的に、デジタル化にあたっては、従来のアナログの手段と比してリスクが増加していなければ良いのではないかなという考え方はある。また、デジタル化によるメリットに鑑みて、増加するリスクを受容することもありうるが、電子交付を導入しても自治体の窓口負担が減るわけではないことを考慮する必要がある。
- 住民票が電子的にコピーされることがネックであれば、今ある技術でそれをクリアする方法はあると思うが、それが複雑になりすぎないか、民間のユースケースに適合するかなどを含めて検討する必要がある。

(マイナンバーカード交付・電子証明書記録等について)

- マイナンバーカードと保険証・運転免許証などが一体化されることにより、本人確認書類(身分証)の種類が減っていくことで、マイナンバーカード等の紛失時に何をもって

本人確認を行えばよいか、懸念している。

- マイナンバーカード交付時の本人確認においては、カードの顔写真と顔写真付き本人確認書類、そして、窓口に出頭した本人の顔の照合がポイントとなっており、今後の本人確認をどうするかは、その点に留意しつつ検討を行う必要がある。
- 今のマイナンバーカードが始まる際にも議論があったが、災害により本人確認書類（身分証）がなくなった際、J-LIS が保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことによるカードの再発行ができないか、検討が必要ではないか。欧州では指紋などの生体認証なども活用していることを踏まえて議論する必要がある。

（転入・転居手続のオンライン化について）

- アドレス・ベース・レジストリの他、国土交通省が行っている不動産 ID の取組が進むと不動産のデータベース化が進むので、オンラインで転入を可能とする上での環境整備が進むのではないか。
- 不動産 ID は不動産登記をベースとしているため、マンションなどを分譲ではなく 1 人が丸々権利保有している場合は、個々の部屋を把握できないという課題がある。また、日本郵便が 7 桁の英数字でデジタルアドレスというものを検討しているが、まだ課題が多いとも聞いている。
- 海外の ID カードでは住所が記載事項になってない事例が多い点について、住所がないとすると何をもって本人確認を行っているのか。
- 海外では、個人番号や指紋等の生体情報で本人確認を行っていると思われる。日本では個人番号が存在しなかったときには、4 情報で本人確認を行っていたため、住所情報は必須であったと考えられる。現在は、個人番号が振られているが、個人番号を利用するのは行政機関であるため、民間での本人確認では、依然として 4 情報が用いられるのが通常なのではないか。
- 海外でオンライン転入を実現している国は、市町村ではなく国が住民登録の主体となり、国が住民登録台帳をデータベース化しているところが多く、これも大きな違いではないか。一方で、これらの国々は、日本に比べて人口規模がかなり小さいほか、個人情報に対する考え方も日本とはかなり違いがあるため一概に参考にできない。
- 次期マイナンバーカードの券面にも住所の記載があるため、少なくとも当面の間は、転

入時にカードの券面記載事項の変更は必要だという前提で、窓口での事務負担を軽減させていくことが重要である。なお、海外では、住民登録のデータベースについて税務署のデータを用いている国も多く、日本とやり方が異なる場合もある。

- 本人確認にマイナンバーカードの券面が用いられる現状を踏まえ、次期マイナンバーカードでは、券面に住所が記載されることが決まっている。一方、次々期のカードを検討する際には、券面記載が必要かどうかは改めて検討することになるのではないかな。

(住民基本台帳等関連システムの管理運用について)

- 住基CSの廃止という方向性はよいと思うが、廃止にあたり、どのくらいの費用がかかり、得られるメリットとの関係でバランスが取れているかを検討すべき。
- 東京都の市区町村の意見で「住基ネットと住民記録システムの結合」とあるが、これは住基CSと住民記録システムにおける二重のデータ管理の廃止を求めるものと思われ、今回の住基CS廃止案で対応できているのではないかな。

(都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策について)

- 東京都の018サポートの3つの申請方法(郵送・WEB・マイナンバーカード)について、それぞれ割合はどのくらいかな。
- 018サポート事業は令和5年9月から実施しているが、令和5年度は郵送・WEBの方法のみであった。直近では、郵送での申請は1割、WEBでの申請は6割、マイナンバーカードでの申請は3割である。
- 東京都がJ-LISから住基情報を一括取得できるようにすることは、他の都道府県で給付金事業を行う場合も想定すると、検討が必要なのではないかと思われる。都道府県が住基情報を一括取得できるようにするには、法令改正が必要か、もしくは運用での対応で可能なのかな。
- 現行制度上、都道府県は市町村から本人確認情報の通知を受け、都道府県サーバで保有することになっており、この都道府県サーバの運用をJ-LISに委託している。本件は、そもそも制度上は都道府県が保有している情報を、都道府県が自ら抽出しやすくするというものなので、法改正は不要であり、運用で対応できる。
- 018サポートはシンプルな制度であったため、住基ネットで保有される4情報のみで事足りたが、他の給付金制度では、所得情報など他にも情報が必要な場合があることに留

意が必要。

(以上)